

## 神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：平成 30 年 12 月 17 日（月） 17：11～18：55
2. 場 所：会議室（3号館8階）
3. 出席者：
  - （市）教職員課長、人事係長、学校教育課首席指導主事 4 名、学校指導係長、学校運営支援担当係長、健康教育課給食指導担当課長、学校保健係長、中学校給食担当係長、衛生管理指導担当係長、スポーツ体育課首席指導主事、学校体育係長、特別支援教育課長、特別支援教育担当課長、特別支援教育課首席指導主事
  - （組合）副執行委員長 2 名、書記長 1 名、書記次長 2 名、他 8 名
4. 議 題：
5. 発言内容：
  - （組）養護教員を取り巻く厳しい状況を踏まえ、養護教員の多忙化解消に努めることについて趣旨説明をいたします。

全国的にも学校における働き方改革が叫ばれている中、学校現場へのフッ化物洗口の導入は断固反対です。集団でフッ化物洗口を安全に行うためには、さまざまな配慮のもと、多くの工程を経なければなりません。フッ素は劇薬ですから、まず安全な場所への保管が必要です。実際に洗口を行う際には、劇化物の希釈、分注、児童生徒への配布、また洗口前、洗口中の安全管理や洗口後の経過観察も必須となります。

洗口後は洗口用コップの管理や、余った洗口液の管理なども必要となり、クラス単位で考えても、洗口を安全に終わらせるためにどれだけの時間が費やされるのでしょうか。学校職員が分担して業務を担うことが予想されますが、新学習指導要領に対応するためにさらに授業時数をふやさなければならない現場に、そのような時間がどこにあるのでしょうか。現場の実態を無視したものであることは明らかです。また、他都市の報告によれば、誤飲をした児童が体調不良を訴えるという事例が起きています。そのようなリスクを伴うことを学校で行う必要があるのでしょうか。

中教審でも教師の業務負担軽減に向けて、「基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務」という分類がなされました。私たちは学校でのフッ化物洗口はまさに基本的には学校以外が担うべきだと考えます。学校現場にフッ化物洗口を導入しないようお願いいたします。

養護教員の多忙化解消に向けての健診器具消毒の業者委託全校導入について発言させていただきます。

現在神戸市では児童生徒数 1,100 人以上の学校で健診器具消毒の業者委託が導入さ

れています。業者委託は養護教員の業務改善となっただけではなく健診中に煮沸消毒をしないということで、児童にとっても安全な健診を提供することができたと身をもって体験しており、本当に感謝しております。

また、それ以外の学校でも順次オートクレーブが導入されており、これまでの煮沸消毒と比べると安全性、衛生面でも大きく改善されており、こちらについても感謝しております。オートクレーブでは1回で滅菌できる量が少ないということもあり、特に耳鼻科健診の器具が何回も分けて作業されているということが実状です。

また、オートクレーブ動作中の音が健診の邪魔になるということも聞いており、乾燥しない状態で扉をあけることは作業者のやけどの原因になるということも聞いています。健診中に使用することは、この点もあるので、やはり大変難しいと考えております。学校健診でオートクレーブの使用は、健診のことだけを考えると、小規模校では有効であっても、大規模校では限界があるように考えております。子どもの安全・安心を考えると、業者委託が、これにまさるものはないのではと考えます。政令指定都市の多くは、児童生徒の人数にかかわらず、健診器具の業者委託を行っていることを聞いています。兵庫県内でも宝塚市は全校導入されており、神戸市では現在、業者委託の基準は、先ほども申し上げました、児童生徒数 1,100 人以上となっているので、せめてこの基準を少しでも下げていただきたいというのが願いです。これが養護教員の多忙化解消にもつながると考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

宿泊行事について発言をさせていただきます。

現在、学校にはさまざまな支援を必要とする児童生徒が在籍しています。子どもたちの安全・安心のために、宿泊行事には養護教員もしくは救護員の同行が必須だと考えております。しかし、宿泊行事に養護教員が動員、同行した場合には、学校で教育活動を行う多くの子どもたちにとっては養護教員が不在という形になります。不在のために発生するさまざまなリスクを考えますと、宿泊行事には救護員を派遣するのが理想的だと私たちは考えております。

しかし、救護員制度を使うに当たりましては、まだまだ課題があると考えています。学校運営費からの支出になることを気にして、救護員制度を希望したいが、なかなか言い出すことができなかつた。また、管理職が救護員の雇い上げを望まなかつた、学校運営費での予算配当ができなかつたなどがあります。また、代理派遣制度における派遣要件が3歳未満の子を養育していることと現在なっており、要件に当てはまらない子育て世代の養護教諭が救護員制度を活用しようと思っても、先ほどの課題があることで、救護員制度を使えない現状があります。救護員制度や代理派遣制度の改善をぜひよろしくお願いいたします。

宿泊行事についてはもう一つ大きな課題があります。これは主に中学校の課題なのですが、宿泊行事が連続しているにもかかわらず、全て養護教員が同行しているということです。私たちが調査したアンケートによれば、定期健康診断で多忙な1学期の間に、養護教員が合計3回の宿泊行事に同行しているという事実があります。

しかも中学校の養護教員の 48%が 1 週間以内に連続して宿泊行事に同行しているという実情があります。このことは、養護教員にとっては大変大きい負担になっております。

アンケートに寄せられたある現役の中学校の養護教諭の声をお伝えしたいと思います。『私の勤務校では、5月、6月の1カ月以内に3つの宿泊行事があります。そのうち1週間以内に2つの行事が入る場合もあり、自分の健康維持や体力面で大変厳しい状況があります。宿泊行事と健診が続く3カ月間、モチベーションを保ち集中力を保ち、また、自分の体力を完備することに大変神経を使っています。それができなくなってしまったら、子どもたちの安全や安心が保たれないため、仕事を辞める時かなとさえ思います。』このような、精神的にも体力的にも限界の状況で仕事をしている養護教員の実態をお知りおきいただければと思います。

教職員の多忙化解消のためにも、宿泊を伴う教育活動については、1週間以内に連続した宿泊行事を入れない、もし連続する場合には救護員を雇い上げるということ最低限のラインとして、教育委員会からも管理職への指導、通達を徹底していただくことをどうぞお願いしたいと思います。

(市) 最初のフッ化物洗口についてというところですか。

皆さん御存じのように、今年度保健福祉局策定のこうべ歯と口の健康づくりプラン第2次なんですけども、そちらのほうに学齢期、6歳から17歳のライフステージにおきまして、学校でのフッ化物洗口の実施について調査、検討するという文言が実際には記載されています。しかし、教育委員会としては、やっぱり教職員の多忙化対策に取り組んでいる中、教職員のさらなる多忙につながるということもあって、現在小・中学校では難しいというのは保健福祉局にも相当言っています。皆さんとスタンスは同じなんです。

本日なんですけども、校長会の先生方と保健所の先生、保健所の所長とか口腔保健推進センター長とか皆さん集まっていたいて、学校の実情というのを知っていただかないとなかなか前に進まないということもありましたので、そういう会を設けさせていただいたというところがございます。

その中でもやっぱり先生方のほうが、家庭で取り組むべきじゃないですかということ相当言っておられたり、教職員がこれだけ多忙なので、こういうことはできませんということも申し上げていただきましたので、最後は、終わってから保健所のセンター長とかもお話しさせていただいたんですけど、学校現場で難しいねということも、お言葉はいただきましたので、今後どういう形で進めさせていただければいいのかということも踏まえ、ちょっと1歩、我々としては1歩前に進んだのかなという形で思っています。引き続き保健所のほうにはお伝えしていき、どういう形がいいのかということもお話ししたいなと思っています。

2番目の健診器具の業者委託です。先ほどもお伝えしていただきましたけども、29年度から1,100人以上の学校に対して業者委託、それ以下にはオートクレーブを入れましょうという方針で健康教育課のほうは進めさせていただいています。これに

についてはもう従来どおり、この方針は変えることなく進めていきたいという形で思っています。

先週なんですけども、我々のほうからオートクレーブの導入校の予定のところ、43校ほど今年度は入れさせていただくんですけども、そちらのほうに、もし、持つるところもありますので、どうですかというところで調査をかけさせていただいて、今年度中に43校入れさせていただきます。実際にトータルで入っていくのが、幼稚園とか高等学校全部合わせて185校が業者委託なりオートクレーブが入っていくという形になっています。小学校のほうがちよっとまだまだ追いついていないんですけども、今回は小学校を重点的に入れさせていただいて、少しでも先生方の御負担が軽減できるということであれば、そちらを進めさせていただきたいなということで考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、代理派遣制度。昨年度もその前も代理養護教員の派遣制度を拡充してほしいという思いがございましたので、今年度予算要求、我々のほうから上げさせていただきましたが、今の実情としては、経理から非常に難しいということのお返事をいただいております。今後どういった形での代理派遣制度がいいのか。泊を伴う行事に対して養護教諭が同行している件について、どういう形のほうがいいのか。あり方をそもそも検討していきたいと考えていますので、また皆さんのお知恵を貸していただければと思っています。

救護員の派遣について、まずはこれ残る子どもたちに、今は課題の非常に多い子どもたちがおり、養護教員の先生がいらっしゃらなくなって非常に不安があるというのはよく聞いております。学校として、子どもの安全を守るために必要なことであり、やっぱり運営費を使ってでもやはりそこは救護員の雇い上げをするべきだと思います。その状況が学校によって少しその緊急度が違うのかなという気もしますし、そこはやっぱり、私たちも相談があれば、校長先生方にはそのようにお伝えはしてるところではございます。養護教員の先生方も本当に校長先生と、何が問題で、自分が行くことでどんなふうな子どもたちに不利益をこうむるのかというのを十分に話し合ってくださいということが大事なんではないかなというふうには思っております。

2点目について、本当にあのパワフルな思春期の中学生とともに約1週間、寝食ともにするのはどんなに疲弊するかというのはもう肌で感じております。そんな中で、非常に健康面に不安のある子どもたちや、いろんな薬を飲まないといけない子どもたちを抱えてる養護教員の先生方も、本当に疲労度は、ちょっと想像つくしがたいなとは思っております。

私たちは絶対1週間以内に入れなくてくださいねというのは常々、修学旅行と野活は別なんですけれども、それはもうお伝えしてるつもりでございます。昨年1校ございました。今年は一応1週間以内に入ってるところはないというふうになっております。本当は、もうちょっとできれば2週間ぐらいあけていただきたいんですけども、きっと施設の関係上、難しいのかなと思います。大きい学校になりますと、

なかなか限られた季節でしかできないというようなことも聞いておりますので、そのところも早くに計画を立てて、早くに予約するというようなことが大事なんではないかなということはお校長先生方にはお伝えしているところでございます。

また、今、一、二年生両方とも野外活動するという学校が少しずつ減りつつあるのかなと。なぜかというとなんか2年生にトライアルがあったり、ちょっと今、1週間そこで授業割愛されるということで、1年生はオリエンテーションして、2年生は野活やめようとか、あるいは1年生のオリエンテーションを日帰りにして、2年生の野活を2泊3日でちょっと充実させようとか、そのような方向もあるというふうに聞いておりますので、どうか養護先生方の負担のないようにお伝えしていきたいと思っております。

(組) 1点確認します。1,100人以上の学校に対して業者委託というのは、今後、児童生徒数がふえて1,100人を超える場合は必ず入ると考えてよろしいでしょうか。

(市) はい。1,100人を超えるということですので、業者委託をとという形で考えています。

(組) 最後に1つ。例えば代理派遣制度、今、3歳までという話ですが、フレックスタイムとか子の看護休暇というのが小学校6年生卒業までというラインがありますよね。ワーク・ライフ・バランスという考え方で、県では子の看護休暇は中学校卒業まで広がってきているので、そういったところも今、見直す時期に来ていると思っておりますので、そこはしっかりと変えてほしい。

オートクレーブは、1,100から下げることは今はないと言われましたが、委託のほうですね。オートクレーブの検証は必ず行ってください。先ほど発言がありましたが、オートクレーブがどこまで有効に活用されているのかを検証して、うまく活用できる学校規模もあるだろうし、この人数から上に上がるとどうしても無理だということも出てくると思っておりますので、そこは今後、1,100人ありきではなくて、検証しながらまた今後の対応を考えていただかないといけないと思っております。

救護員制度については、毎年要望しているのですが、『校長先生にもお伝えします』という回答が毎年続いています。なかなかそれだけじゃ変わらないというのが実情であり、学校運営費の中に組み込まれていることで、言いにくいというのは、やはり率直な養護教員の思いですので、もう一步踏み込んだ手だてを考えていただくなり予算の配当の仕方を変えるなりということが必要になってくると思っております。例年同じ要望が今後も出てくる可能性がありますので、今の対応では足りていないという状況があると思っております。そこは引き続き検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

栄養教員部の要求文、栄養教職員の独自課題を解消するとともに、その専門性が生かせるよう諸条件を整備することについて趣旨説明のほうを行います。

調理業務の民間委託について、全栄養教職員へ具体的な説明を行っていただきたいと思っております。以前もお願いしましたが、そのときは研修会の挨拶の中で少しの時間触れる程度だったかなと思っております。神戸市が民間委託導入を考えている40校は、全て栄養教諭が配置されている学校というふうに聞いています。

実際に給食室内で委託業者にその場で対応できるのが栄養教諭だけになりますので、その栄養教諭が民間委託との決まりや実情など知らずに不安を抱えているのが現状になっています。委託になっていく準備、年間スケジュールとか、あと委託業者との対応の仕方など、時間をかけて全栄養教職員へ具体的な研修があると大変ありがたいです。よろしくお願いします。

委託に伴う食指導について、お話しさせていただきます。

昨年度、調理業務民間委託導入に伴い、栄養教諭が行う食育指導の実施率低下を懸念していると交渉の場で発言してきていたが、今年度の実態として、やはり午前中に食育指導や調理実習などに参加することができていないという声を聞いています。委託校の栄養教諭は午前中給食室に入りっ放しとなっているのが現実です。培ってきた食指導から遠ざかっている現状をどのようにお考えかお話をさせていただきたいと思っています。

空調の設置についてお話しさせていただきます。

御承知だとは思いますが、給食室が大変暑いんです。この夏は熱中症が騒がれていましたが、給食室はそれ以上の暑さで大変でした。熱中症にならないように水分補給をしていますが、それでも体調を崩して一旦休憩する人もいるほどです。他校でもそのような話はよく聞いております。空調がなく、窓をあけることができない学校には空調の設置をするということになってはいますが、全神戸市の給食室と両センターに空調の設置をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

センターの車についてのお話を私のほうからはさせていただきます。

北給食センターには今、公用車が配車されています。指導や異物混入の際など、受配校に素早く行くことができ大変重宝しています。特に1学期は食指導のために毎日利用し、それ以外でも週二、三回は利用していると聞いています。その車も16年目となり、何度か修理を行ってきていますが、傷みが激しく、受配校に行くにも、六甲山小学校や御影北小学校などの遠方も多く、栄養教諭が危険を伴いながら移動しているのが現実です。買いかえを検討していただきたいということをお願いします。

食教材の充実についてお願いします。

食指導推進事業では毎年栄養教諭に、配置校からの依頼に基づいて、私たちが食指導に出向いています。食に関する知識を子どもたちが身につけることは子どもたちの成長に欠かせないことなので、広く活用してもらいたいと思っていますが、多くの学校から声を上げてもらえていないのが現状です。5年生の家庭科での5大栄養素であったり6年生での弁当指導、3年生の国語科での豆腐づくり、一、二年生での箸指導であったりといったように例を挙げるなどして、来年度の食指導推進事業の通知文を見て手挙げる学校がふえるようなもの書き直しいただけたらありがたいと思っています。

- (市) 1点目の民間委託の全栄養教職員への研修について、そういった機会をとというお話でしたので、今年度も研修の場で御説明をさせていただきますして、実際にその御質問

等がその場では余りなかったというところと、それから、その場で言いにくければということで、個別の御質問は私ども健康教育課指導主事のほうにお伝えいただきたいということで、個別に御質問があった場合はお答えさせていただいております。基本的に御説明はさせていただこうと思っているんですけども、具体的なスケジュールに関しては、その学校が対象校になってからちょっと御説明させていただきまして、昨年度の事例で言いますと、まず12月ぐらいに大体方針が決まりまして、1月には各校に御案内をさせていただいております。その際には対象校の校長、教頭、それから栄養教諭に入らせていただきまして、実際どういう流れになるかということとは細かく説明をさせていただいております。

さらに、実際に仕様書であるとか、そういう業務の内容を業者さんがどこまでやってくれて、どこまでをやらないといけないかというような、そういったところにつきましても御説明をさせていただくんですけども、多分その場でざっと説明をされてもなかなかわかりにくいということで、春ぐらいですけれども、対象校の栄養教諭の皆さん集まっておきまして、もう一度同じような説明とその質問のやりとりをさせていただいて、そこで少し具体化というか、お互い疑問、そういうことを思ってたんだというようなことをちょっと明確にして、細かく説明をさせていただくようにしています。

去年は委託の事例がなかったのでセンターのほうに、研修にして行っていたんですけども、センターのほうは今、実際に委託業者と栄養教諭をやりとりをして業務を指導するという立場をやっています。今年度についてはもう既に委託してる2校、東灘と井吹東、既に委託している学校がありますので、そこに31年度の開始の栄養教諭に1日の業者さんとのやりとりというのを実際に見ていただいてやらせていただこうと思っています。

栄養教諭に集まっておきいただく会も、多分時間を追って、こういうことをしていけないといけないなというのが明確化するので、今年度で言うと、まさに明日もう一回集まっておきいただいて、質問とか聞いてやりとりをさせていただくのと、実際に開始直前にもですね、ちょっと疑問点とかがあるだろうということで、開始直前にも皆さん集まっておきます。かなり細かく御説明しないといけないので、実際にちょっと対象でなければなかなか実際に研修で細かく言うともうあれもこれもとなってしまう。その場合は1年かけて、今年度の事例もありますので、準備させていただいた事例もあり、じっくり御説明をさせていただいております。なかなかそれを全員にすると、ちょっとイメージ湧きにくいかなというようなことは考えています。ただ、もう少し詳しいということがもし必要であれば、また研修のときに時間とらせていただいて、少し長目の時間ですね、少しこの辺疑問点があるので、その部分は解消してほしいということがありましたら、それは対応させていただきたいと思っております。

2点目の委託校に関して、食指導の実施率の低下につきましては、これも本当に申しわけないんですが、やはり委託の導入当初は、安全な給食を提供するというこ

とで、やはり業者さんのほうも文書だけではわからないルールがあったりとか、その場で私たちが認識していない神戸市のルール、調理のルールがあったりとか段取りのルールがあったりとか、そういったこともありますし、味とかもやっぱり安定しないというようなどころもありますので、年度当初、本当に栄養教諭の皆さんには御負担をおかけして、給食室に午前中ですね、張りついていただくというようなことをしていただいて、本当に申しわけなかったと思っています。

ただ、今、現状で言うと、この間もちょっと集まっていたいただいて、実施してる委託校についても栄養教諭折々集まっていたいただいて意見をちょっとお伺いさせていただいて、問題点とか改修、直していくようなお取り組みをしているんですけども、今はやっ和学校のほうにポイント、ポイントで行って、あとは教室を回れるようになりましたというようなお話をうかがっています。

委託導入の部分では、これを最初の部分の食指導の低下がしにくいというのはちょっともう解消はなかなか難しいと思うんですが、今回もちょっと負担を軽減するために、栄養教諭がその事務作業で委託に関しては細かい指示を業者さんにしないといけないので、その共通の部分は今データに落とし込んで、各委託、栄養教諭が使えるようにちょっとやっているところですので、そういった事務の改善はさせていただいて、少しでも負担は解消させていただきたいというふうに思っています。

3点目の空調なんですけど、空調はもう本当に今年度も暑くて、私たちも28年度から空調の導入ということは打ち出してやっています。ただ、もう教育委員会全体で予算が厳しいという中で、なかなか予算が付にくいということで、今年度は異常高温ということで、全市的に空調の設置であるとか、学校の教育現場についてもそういった動きがありまして、私どもも要求を上げているところではあるんですけども、やはりその中でも空調、優先順位というところがありまして、なかなか、今、空調ついてないところいっぱいあります。子どもたちに関する部分のところ、そういったところが優先順位として高くなっていくのかなということで、引き続き私どもとしましても、財政当局には空調の整備ということでやらせていただきたいということで、もう毎年要求を上げていきたいというふうに思っております。

窓をあけるといふ話、あくところというのは、将来的にはもちろんそのいろんなところにはつけていきたいと思ってるんですが、まだ窓があいて、あけられない、例えばほこりがいっぱいのところでもまだ100校近くが空調がついていないという状況なので、まずはそこで優先順位つけて、まずその窓があけることができない学校を優先にさせていただいてということで。実際窓があけれ、それ以外のところというのは優先順位は下がるのかなということで、神戸市の方針としては、まず窓をあけれるところということで上げさせていただき、それだけでも28年度当初、今のペースでいくともう10年以上かかってしまうものになってしまいますので、なかなか難しいところではあるなと思っておりますが、引き続きうちのほうとしてもできるだけ財政当局に働きかけていきたいとは思っております。

それから、センターの車についても、北センターの状況というのはよくわかってお



りまして、各学校が離れていて、非常に交通の便が悪いので身動きがとりにくいんですけれども、異物が出たとか、そういったことがもしあったりとか、授業しに行かないといけないというときにはいけないということで、なかなか機動力のあるものが必要ということで、公用車の必要も十分考えております。

予算の要求というか、編成過程のところでは、うちとしては何とかもらえないかということで話はさせていただいてまして、これもちょっと予算の関係する事項になりますので、最終どうなるかというところはわかりませんが、そういうところは、今、対応させていただこうとしているところです。

それから、食教材の充実ということで、未配置校についても回っていく用の教材ということで、以前私どもがつくったもので、教材、食材がちょっとふえていたりとか古いものを使い回ししてたりとかして、すごく大変だというような御要望を伺ってまして、新しいものにしてほしいということとか、不足の分を追加してほしいとか、食材が足りない分を追加してほしいというような御要望は何っております、教材検討委員会のほうで、こういった食材をふやしたらいいのかとか、そういったことは御要望として伺っております。

箸指導とか手を挙げるのは、実際うちからの通知でということでしょうか。何かそんな、お弁当とか豆腐の指導とか箸のやつを、うちからの通知か何かで。

(組) そういうこともできるという、こういう声かけをすれば、それだったらやってほしいなって、具体的なものがないとなかなか、未配置校だから、やってほしいという手がなかなか挙がらないのではないかなと思ったので。

具体的な取り組みの例を挙げていただきたいと思いますという。

(市) そういう何か工夫は考えさせていただきます。何かちょっと取り組みやすいような工夫ですね。

(組) はい。

(市) それは検討させていただきます。あと食教材の教材自体は別途見直しというか、ちょっと予算の限られてる中になるので、マイナーチェンジにはなるんですけども、ちょっと不足分とかそういったものは今はからせていただいて検討してるところです。

(組) 先ほど言っていた委託導入校に関しましては、時間をかけて説明をしていただきたいのですが、先ほども言いましたように、委託導入校 40 校には栄養教諭が全部配置されることとなりますので、栄養教諭は、皆さん民間委託がどういうふうに進んでいくかというのはすごく興味を持って、意識を高くして見ているところなんです。わかりにくいものではあるとは思いますが、少し時間をとっていただいて、こんなふうな感じの流れで進んでいくということをお話していただくと、栄養教諭側としては、先が見通すことができ、わかるのではないかなと思います。まあ、実際に委託業者と一緒に仕事をしてみないとわからないことはたくさんあるのは重々承知しているんですが、時間をとっていただいた上で説明を全栄養教諭にしていただけるとありがたいなと思っています。

- (市) 検討させてください。皆さん集めるとなると、その時間集まっていたりとか、そういうことにもなるので、研修にその時間を折り込めるのかとか、ちょっとその辺考えさせていたきたいので。小分けにしてもとか、何かそういうことができるかどうか、考えさせていたきたいと思います。
- (組) それと食指導なんですけど、初年度はやはり委託業者との関係で、なかなか進めるのは難しいとは思いますが、私たちが懸念してるのは、2年目になったときに委託業者さん側のメンバーががらっと変わって、また一からのスタートになるんじゃないかということ懸念してるんですが、2年目同じ、1年目と同じメンバーで2年目、委託業者さん側がスタートの2年目を迎えてくれれば、もちろん春から栄養教員も食指導に進むことができると思うんですが、業者がどんなふうに出てくるかによっては、初年度でなくてもまた同じことの繰り返しになるのではないかなということ心配しているので、よろしく願いいたします。
- (市) その辺はできるだけ業者、ちょっと全員がかわるということはなかなかないと思うんですが、まあ1人、2人がかわるということは、私たちが異動があるので、あり得ることではあるかと思えます。その場合に対応といいますか、業者側の対応としてサポートをきちっとしていただけるかとか、その辺のところは私どもも確認をしながら、必ず変更の際には先に言っていただかないといけないので、そのときには確認をさせていただいて、できるだけ負担がないようにさせていただきたいと思えます。
- (組) その委託の関係で、研修の場で、どれぐらいの時間お話ししていかれましたか。
- (市) いや、そんなに時間はなくて、多分5分ぐらいです。
- (組) 5分ぐらい。
- (市) 概要として、それ以前に不安だってお伺いしてた件もあったので、そのことを中心にちょっと御説明をさせていただいて、そんなことはないですよというお話はさせていただいたと思います。質問がもしあればということで投げかけはさせていただいたんですけど、その場ではちょっと出なく、あまり出なくてですね、皆さんもつと出るかなと思ったんですが。
- (組) アンケートにはあまり書いてなかった。
- (市) アンケートには一切なかったですね。
- (組) その1回で、あとはもう特にないままで今来てるんですね。
- (市) 個別にちょっと指導主事とかにお問い合わせとか、そういった不安とか、その栄養教員の役員会とかがあるので、何かこういうことで疑問点みたいなお声が聞こえたときには、そこで情報を流すようにさせていただいてます。
- (組) これからもどんどん広がっていくと思うんですが、うわさってしんどいことがどんどん広がっていくんですね。栄養教員の方、興味もあるやろうし不安も同じぐらいあると思うので、進捗状況というのを丁寧に、また別の機会に、紙面を通じて発信するのもいいと思うんですが、成果だけを強調するんじゃなくてこういった課題もあって、この時期にはこんな課題があったけど今はなくなって、市教

委としての手だてがあったからですよとかいう丁寧な説明があると皆さん安心されると思うんですけども。こんなふうにやっていますというだけではやっぱり不安のほうが大きいかなと思います。先ほど言いましたけども、1日の具体的な例えばスケジュールこんなんでやっていますとか、4月のスケジュールと9月のスケジュール違うと思いますし、そういう時期的なところも踏まえて、みんながやっぱり同じレベルの情報共有しておくことが非常に大事なので、その辺は正確な情報をね、健康教育課として出していきたいなと思います。うわさだけでこう広がっていくというのは一番不安につながっていきますので、もっと周知の機会をつくっていただくことは全然問題ないのかなと思いますので、また検討のほう、はい、お願いします。

(市) わかりました。

(組) 私からも、重なるところもあるんですけども、我々も学習会とか教育研究集会とかを持って、討議しながら、その栄養教員、教職員の不安を解消できるように努めているんですけども、教育委員会のほうとしても、そのあたりのところで不安が解消できるように最大限の努力をしていただきたいと思います。

それから、食指導のところに関して、その大切さは今まで培ってきたものもいっぱいあると思うんですけども、全市的にこれからも広めていかないといけないと思うんですけども、そのためには栄養教員の人数も全然足りてないのが実情かと思えます。栄養教員の配置基準があるのもわかっておりますので、その食教育の充実をするためにはどんな具体的な策が打てるのかという部分で、考えていただけたらありがたいと思っております。

それから、空調設備のことについては、働く者の命にかかわる部分でもありますので、センターの車の件もそうなんですけども、働く側の環境整備のほうも今後よろしく願いいたします。

(市) 情報共有はできるだけ検討させていただいて、何かよい方法をやっていきたいと思っ  
て、積極的にやっていきたいと思えます。

それから、食指導に関しては、ちょっと先ほども御提案ありましたので、何かいい案があればまた取り組んでいきたいと思えます。

あと、空調のほうはうちも必要だということを常々ずっと訴えかけてはおりまして、28年度からの8件という、細々ではありますけれども、引き続きその部分は、本当に大変ですし、もう今年度とかは本当に暑い中でやっていただいていたと思いますので、その部分はもう引き続き財政当局のほうに働きかけさせていきたいと思っております。

(組) 続いて、臨時採用教職員部のほうに行きたいと思えます。

臨採部からは、同一労働・同一賃金の観点から、再任用教職員、臨時的任用教職員、育児休業代替任期付教職員の勤務条件を改善することという要求に対しまして、5つの観点から説明させていただきたいと思えます。

まず、1つ目は臨時採用教職員の待遇改善についてです。

臨採部の教職員は、さまざまな事情、立場が違うこともありますが、皆一致してい

るのは、どのような学校に配置されても正規職員と同等の仕事をこなし、子どもたちのことを第一に考え、正規教職員の方々と一緒に意欲的に仕事に取り組むということです。私自身 20 年近く臨時的任用教員として勤務しています。臨採は異動先を選べないので、さまざまな状況の学校でも働いてきました。経験を重ねる中で徐々に校務分掌が重たくなり、正規採用の方と同様に、同じように仕事に取り組んできました。

ただ、臨時的任用教員ということで、正規採用の同年齢、同経験の方と比べて給与面などの待遇面での違いを感じるときもあります。また、社会保障関係などの負担の上昇、2019 年 10 月に予定されている消費税の増税などを考えると、実質的な手取り額は減少しているように感じます。現在、国では同一労働・同一賃金という言葉が盛んに使われています。教育現場で働く臨時的任用教員にも、そのような観点からの対策をよろしく願いいたします。

続いて、2017 年度より採用、配置されております育児休業代替任期付教職員についての課題についてお話しさせていただきます。

まずは、病欠欠勤制度の見直しについてです。病欠を取得する場合、臨時採用を含む多くの常勤職員は有給の扱いなのですが、任期付教職員は無給扱いで、取得の初日から給与が減額されてしまいます。療養が必要なとき、年休を使い切ると病欠を取得するほかなく、任期付教職員にとっては治療費がかかるときに無給の扱いを受け、経済的負担が大きいです。試験を経て任期付の任用を受けている教職員です。療養が必要な万一の場合でも、ほかの臨時採用教職員と同様、病欠について有給の扱いとし、給与が減額されないよう制度の見直しをお願いいたします。

続いて臨時的任用教職員の公立学校共済組合員資格についてです。空白の 1 日が解消され、臨時的任用教職員の多くが公立学校共済組合の資格を継続して持ち続けることができるようになりました。協会けんぽに比べると充実した制度を受けられるようになり、煩雑な保険証の切りかえ作業もなくなってきています。一方で任期付の任用を受けた教職員については公立学校共済組合として扱いがなされております。ただ、現行では任期付の任用を受けた職員が次に継続任用されても、それが任期付でなければ、そこで共済組合の資格を喪失することになっています。

つまり、臨時教職員にとっては、任期付期間がなければ共済組合の資格を持ち続けることができるのに、任期付期間があったことで協会けんぽへ切りかえられてしまうということが起こっているのです。

臨時教職員は、欠員補充や産休育休代替など、任用の理由がいつでも切りかわっても変わらず日々の仕事をこなしています。臨時教職員という立場上、正規教職員の事情や法令の問題があること、また、共済組合など制度上の問題があることは承知していますが、試験を経て任期付の任用となった者が不利な待遇とならないよう、また、保険証の切りかえが少しでもなくなるよう、公立学校共済組合とともに対策を講じていただきたいです。

(組) 3 点目は任用切れによる問題です。担任以外の代替教員、複数配置の代替事務職員、

代替養護教諭、代替栄養教員は長期休業中に任用が切れてしまいます。しかし、長期休業中であってもしなければならない業務があり、いわば無給の状態で行っている状況にありました。例えば音楽専科は音楽会の楽譜づくり、ピアノの練習等を夏期休業中の辞令のない期間に行っています。仕事はあるのに任用辞令がない、このような状態がこれまで続いていました。

そして、今年度、ある学校の代替音楽専科が8月に退職するということが起きました。このような辞令のあり方であれば、生活のために退職を選択するというのは当然あり得ることです。残された教職員、子どもたちが2学期当初どれだけ大変であったかは想像していただけたと思います。教職員の多忙化だけではなく、子どもの教育環境にまで大きな影響が出てしまいました。

同一労働・同一賃金が叫ばれる中、やるべき仕事がある教職員の辞令を切るということは、そのような流れに全く逆行しております。学校のためにただで働くのか、生活のためには、学校に迷惑をかけるけれど、ほかの仕事を探すのかという酷な選択を突きつけています。このような制度につきましては、早急に改善を強く要望させていただきます。

4点目は、再任用教職員の方からの声をお伝えします。再任用教職員は現在フルタイム、短時間合わせて450名ほどの方が学校現場で働いております。その中で短時間勤務の方につきましては、職務内容が原則として学習支援にかかる授業とし、その他学校運営上必要とされる教科担任など専門分野にかかる授業と明記されております。

しかし、なかなか学校現場で働き方が周知されておらず、勤務時間を過ぎても仕事をしているという声を聞きます。こういった声は、何か言ったら来年度の自分の立場が悪くなるのではないかというような不安があり、なかなか言い出すことができません。定年延長の動きが中央では出てきております。退職まで頑張っておられた先生方にとってよりよい再任用教職員の制度になりますよう、今後とも待遇の改善に向けた対策をよろしく願いいたします。

最後、5点目です。2020年度より導入される会計年度任用職員についてです。地方公務員法と地方自治法の改正に伴い、新たに会計年度任用職員制度が導入されます。神戸市全体の制度にかかわりますが、教育委員会管轄のどのような立場の方がその運用に当たるのか、教育委員会として確認されておられると思います。2020年度からの導入に際しまして、今後どのように準備を進めておられるのかお聞きしたいと思っております。

以上、長くなりましたが、5つの観点から臨探部の説明終わります。よろしくお願いいたします。

(市) それでは私のほうから、お答えできる範囲で回答させていただきます。

まず、1点目でございますが、いわゆる同一賃金・同一労働の原則に基づいて、いわゆる勤務条件を整備してほしいということでございます。おっしゃるとおり、臨時教員職員の方、再任用の教職員の方、学校現場では本当に正規の方と全く同じよ

うな業務に従事していただいております、少しでもその差をなくしていくということは、我々としてもできる限りの努力をしていかなければいけないというふうに考えてございます。

特に任期付任用の教職員の皆さんに関しての勤務条件、具体的には病欠の無給の取り扱いであるとか、あるいは健康保険証の切りかえ、公立学校共済組合への継続の点についての御指摘もございました。

これも御存じのとおり法律に基づいての運用という枠組みがあるのですが、確かに常勤講師の先生と任期付任用の先生と、学校現場では同じ立場で勤務されている中で、そういった任用条件の違いによって処遇に差ができるというのは本来望ましいことではないというふうに我々としても考えているところでございます。市全体での枠組みの話ではありますので、私どものほうから、行財政局にもきちんと働きかけをしまして、どういった形での見直しができるのかということも検討していきたいと考えてございます。

それから、いわゆる任用切れと呼ばれるものですね。代替教職員の方の配置についての御指摘もございました。現状学級担任以外、あるいは、複数配置がなされている学校の養護教諭の先生、それから事務職員の皆さん、あるいは栄養教諭等の皆さん。こういった方々については、長期休業中については代替の教職員の方を配置できていないという状況でございます。

ただ、今、具体的に御指摘がありましたように夏休み中にも秋以降の学校行事等の準備のために、実際無給の状態の仕事をしざるを得ないというような状況まで生じているというのは、やはり看過できない課題であるというふうに強く認識してございます。具体的にどこまで改善ができるかというところもありますが、こちらにつきましてはできる限り速やかに何らかの改善を図りたいというふうに考えてございます。

それから、再任用勤務の教職員の皆さんの労働実態というのもございました。短時間勤務で採用されているにもかかわらず、実際には本来の勤務時間を超えて勤務されているというような方もおられるという御指摘でしたが、これはもう言うまでもなく、本来の勤務条件を超越というか逸脱している話でございますので、こちらについてももちろん看過できる状況ではないと考えてございます。

こういった実態があるのであればですね、きちんと管理職に対しても我々のほうからも指導していかないといけないということでございますので、まずはそういう実態が生じない、生じさせないということが第一ですけれども、そういったことがあれば、きちんとこちらからは指導徹底してまいりたいと考えてございます。

それから、会計年度任用職員に関しての御指摘です。実際、2020年4月からの制度施行ということを考えますと、残された期間というのはもうほとんどなくなってきているという状況でございます。逆算して考えますと、当然2019年度途中に募集なり任用の準備をしていかなければいけない。さらには、議会では条例改正の議案をきちんと上げていかないといけない。またそれと並行して、来年の当初からはシステ

ム改修というのを進めていかなければならないということでございますので、本当に早急に着手をしていかなければいけない段階と考えてございます。

具体的にまだお示しできる段階ではないんですけれども、制度の枠組みであるとか、実際に学校現場でたくさんの方々が、いわゆる正規教職員以外の立場で勤務していただいていますけれども、どういった形でその2020年度以降も勤務を継続していただくようにするのか、早い段階で案を御説明させていただいて、何よりも今お勤めされてる皆さんが不安を感じることがないように、できるだけ早い段階で御説明の機会なり考え方をお示しする機会というのを設けてきたいと考えてございます。

(組) すぐ前向きな回答をいただきありがとうございます。

実際今、学校現場にいる臨時採用の方が1,100人を超えているような状態です。やはり臨時採用の方がいないとなかなか回っていかないというような現状があります。それぞれの方が一生懸命頑張っておられますので、そのことを考えてとりくむを進めていただければと思います。

臨時採用教職員の待遇改善では、兵庫県のほうで今回幾つか動きがあったと聞いています。給与の頭打ちの撤廃、空白の1日の撤廃があったということを知っています。また、兵庫県費のときには退職手当もありました。一概に県との比較というふうにはしてはいけないのかもしれないですけど、そのようなところも一緒に何か考えていければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あわせて会計年度任用職員については、おっしゃられたように、学校現場に混乱がないようにということと、今、その仕事されている方が再度不安を感じられないようにというのはそのとおりだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

先ほどの公共済の話は、これは逆転現象が起きていると思います。何年か前に再任用の逆転現象があって、31時間のほうが年収が高いということがあって是正されたと思うんですけども、こういう逆転現象があるということをやっと課題として上げていただいて、試験を受けて合格している、選考されている方々ですからね、なぜその方々のほうが処遇がマイナスになるのか、これには合理的な理由が見当たらないので、制度の整備のほうをしていただきたいと思います。

それと、先ほど早急に改善をしていただけるとの回答をいただいたんですけども、短時間の教職員をフルタイムで働かせる問題と、仕事があるのに夏休みに辞令を切るというのは同じレベルの問題だと思います。例えば短時間の人を長時間で働かせていたら多分すぐ指導に入っただけだと思うんですけど、それと同じことが夏休みに起きているということですので、この任用の問題についても、本当におっしゃっていただいた早急な対応をお願いします。

会計年度任用職員については、議案を上程されているということでしたので、今後スケジュールが余りない中ですが、しっかりと協議していただいて、学校におられる方みんなが力を発揮できるような、そういう職場環境の整備ということで、ぜひ私たちと色々な話を協議していただけたらと思うので、引き続きよろしくお

願います。

同和人権推進委員会からお話しさせていただきたいと思います。要求項目は2つです。

1つ目は桜の宮小中分校、夜間中学校、若葉学園については、職場との意見交換をより密に行い、課題を解決すること。

2つ目、さまざまな課題を抱える児童生徒に対する細やかな支援体制を充実させること。まず1つ目のところなんですけれども、桜の宮小中分校のことについてお話しさせていただきたいと思います。

桜の宮小中分校は2017年度までは広陵小・中学校の特別支援学級しらゆり学級として設置されていました。そして、2018年度より桜の宮小中分校として新しく設立され、小学校1年生から中学校3年生まで22名の子どもたちが今、学習しております。分校になったということで、教職員のまず数がふえました、管理職の方も配置されました。ということで、いい部分もちろんあるんですけれども、やはり一方で課題も残されていると思います。

分校となって1年が間もなくたとうとしていますが、現場から上がってくる声としては、教育委員会に忘れられてしまっているのではないかと。厳しい言い方で言いますと、分校化したから、あとは現場の問題だよというように責任を丸投げにされているのではないかと感じる時がありますという声をお聞きしています。

桜の宮小中分校に在籍しているのは、前年度まで特別支援学級だったこともあり、さまざまな困り感を抱えている児童生徒です。そのような子どもたちだからこそ学校での学習を大切にしたいというふうに教職員の方は思っておられます。ただ、教職員の方が学習指導等頑張ろうと思ってもなかなかうまくいかない現実があります。

大きな課題としましては教育環境です。分校は以前、エドモンズ大学の日本学校の建物でした。建物の中はリフォームをされ、きれいになっています。ただ、子どもたちが学習すると考えたときには、やはり多くの問題点が残されております。少し上げさせていただきますと、ICT環境が整っていない、実技教科がなかなか行える環境ではない、クールダウンする場所がないなどといった状態です。やはり現場の声をぜひとも聞きながら、整備のほうを少しずつでも進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、養護教諭の不在です。管理職がいらっしゃるとは言え、やはり子どもたちの対応のため、どうしても職員室をあけるということがあります。けがや病気に関して判断を誤って大事に至ってしまうのではないかとというような精神的な負担も教職員の方は持たれています。やはり保健室の整備というところと同時進行で考えていただければというふうに思います。

このような環境で子どもたちは毎日学習を行っております。どうしても行き場のないストレスがたまってしまうのは当然のことなのかなと感じます。そして、子どもたちと日々接している教職員の方にも、頑張りたくてもそこになかなか行き届かな



い苦しさ、個別に対応しようとしても、そのような状況になかなか行けない教育環境、そのようなことが続くことで無力感に陥ることもあります。少しずつという状況はわかるのですが、現場は今、日々子どもたちと向き合い、本当にぎりぎりの状態です。神戸市教育委員会として、このような状況に対し、何らかの具体的な対策をとっていただくよう、ぜひともお願いいたします。

続きまして、要求項目2番にかかわるところから、3つの観点でお話しさせていただきます。

まず、1つ目です。さまざまな課題という中で、生徒指導や学習指導の中で難しさを抱えている児童生徒にかかわるところです。学校現場にアンケートをとらせていただきました。その中でこのような声が上がってきています。

「児童生徒支援加配を配置していただいてもありがたい。ただ、そのような状態であってもしっかりと時間をかけてあげたい子どもも多く、なかなか授業時間内では終わらず、学力保障のため、さまざまな立場の教職員が放課後や休み時間を使って対応に追われている。」「事情から自宅から通えない子どもがいたり、学習面や生徒指導面で配慮を要する子どもがいたりする中で、個別にかかわる時間がどうしても必要である。しかし、それ以外のほかの子どもに対する指導支援が必要である、目の前でそういう子どもたちがいるのに行き届かない現状に無力感を感じる。」「学校に来にくい児童生徒、遅刻してくる児童生徒に対し、朝から教職員が対応している。また、放課後の指導に教職員が出ていくのが日常の風景になっている。本当にぎりぎりのところで子どもたちと向き合っている。自分自身、このような生活が続くことで、健康面への心配が大きくなってきている。実際に体調を崩す同僚も見えてきている。このような現場の状況を委員会には知ってほしい。」

このアンケートからわかるのは、さまざまな課題を抱える子どもたちに向き合っている中、身体的にも精神的にも追い込まれていっている教職員の疲弊感だと思います。そこに多忙感が重なることで、ますます教職員は追い込まれていきます。このような学校現場の現状に対しても何か具体的な対策をお願いいたします。

2つ目の観点は、児童養護施設から通う児童生徒に対する部分です。現在神戸には複数の児童養護施設があり、そこから校区の小学校、中学校に通う児童生徒がおります。施設に入ってくる児童生徒はさまざまな背景を背負いながら毎日を過ごしております。そのような環境に関して、現在、神戸市では教職員の加配やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置をしていただいております。本当に感謝しております。

しかしながら、児童養護施設から通う子どもたちは、学校現場の中でも特に寄り添いながらきめ細かな対応が必要になってくる児童生徒です。そのような状況では、担任だけではなく児童支援教員も対応に追われるということも少なくありません。また、急に措置変更などにより、神戸以外の他都市、他府県に出向く場合もあります。その場合、目の前の子ども一人一人に対応する時間がなくなってしまいます。このような学校現場の状況をお知りおきください。

兵庫県内の他都市の状況を聞いておると、入所してくる子どもたちが複合的な困り感を抱えてきているケースがふえてきているということです。私自身も同様の感覚を持っております。さまざまな困り感を抱えている児童に対応する教職員の方にとって、やはりじっくりと向き合える状況をつくり出せるよう支援をお願いいたします。

最後、3点目は外国人児童生徒にかかわる部分です。小学校JSL教室を見学させていただいた際ですけれども、外国籍の子どもたちがマンツーマンで日本語講師の方に教えていただいている姿に本当に感銘を受けました。その後、日本語支援員の方に話を伺わせていただいたんですけれども、日本語指導を真剣にやろうと思えば、週に1時間の配当であれば、2年はかかる。しかし、学校によっては急な転入が多く、もう少し教えたいたいという状況の中であっても通常学級に戻さなければいけないところに苦しさを感じる。

ただ、そのような状況であっても、まだこの学校はうまく回っているほうなんですとおっしゃっていました。本当に講師の方々には頭の下がる思いです。勤務条件をお聞きするにつれ、その気持ちはとても強くなりました。

現在、外国籍の子どもがふえてきているのは、多くは口コミだそうです。そして、数字からもわかるように、小学校、中学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒、日本国籍であっても日本語指導が必要な児童生徒はふえてきております。そのような状況の子どもたちに対して、現場の先生方は試行錯誤しながら対応していきます。また、子どもたちだけではなく日本語が理解できていない保護者の方への対応も行っております。そのような状況に対して、これから先、どのように学校教育を行っていくのか、きちっとした対策をとらなければ先生方の多忙化はますますふえてくるものだと思います。

2016年の3月に出されました神戸市国際交流推進大綱には、多文化共生社会、互いに尊重し合える地域共生という部分の中で教育環境の充実ということが上げられております。先の国会で成立しました改正入管法によりまして、今まで以上に外国人の児童生徒がふえることが予想されます。改正入管法は、具体は全く決まっておりません。中身は現場に丸投げというような状態だと思います。今でも増加傾向にある外国人児童生徒に対して十分な時間がとれずに教職員の多忙感がましている中、日本語指導支援者やボランティア、学校現場に頼る部分だけではなくて、教育委員会としてとれる対策のほうをしっかりと打っていただきたいなと思います。

長くなりましたが、以上で趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(市) いつもいろいろとありがとうございます。桜の宮の分校に関しましては、本当に先生方が大変な御努力をされているというのはその都度伺っております。児童生徒さんの非常に不安定な部分を先生方がフォローしながら、しかも、民間と公立学校の併設という非常に難しい部分をどのような形で理解していただくかということで苦慮しているというのも聞いています。

一人一人のしんどい部分に関しても、一人一人違っているので、先生方も疲弊して

るというのは我々も聞いております。どういうふうなことが起きて、それに対して先生方がどのように対応してるというのも細かく我々も聞いておまして、もうそれを聞くにつけ、本当に大変だなと。ですから、これに関しては分校化されたことによってあとはもう学校にお任せという形ではなくて、委員会としてもできる限りのバックアップ体制はしていかなければいけないなと思っています。

設備に関しては整備課、環境整備や人員配置につきましては教職員課という形でそれぞれ部署が分かれるんですけども、全体的な流れとしましては、分校化されて数年間はやはりなかなか落ちつかない、制度的にも落ちつかないところもあると思いますので、連携を密に、現場との意見交換をしっかりと行いながら、課題を一つ一つ解決していくように事務局としても精いっぱい努力をしていきたいと思っております。養護施設から通う児童生徒につきましては、複数校の学校でおります。そこにつきまして、予算的措置については難しいと本当に考えておるんですけども、やはり担任の先生、児童生徒支援係の先生中心にきめ細かな対応、各校でしていただいているということ、本当に日ごろより承知しております。特に不登校の傾向のある子につきましては、担任の先生ないしは児童支援の先生が家まで迎えに行き、朝、学校まで連れてくるとかというようなことも含めて、やはり放課後もいろんな形で支援をしていただいているということをお知らせしております。

我々として何ができるかということはなかなか難しいのですが、スクールソーシャルワーカーであったりスクールカウンセラーであったりチーム学校という形で、組織的な対応を学校のほうで何とかお願いする中で、週に1回もしくは2週に1回の勤務になるんですけども、スクールカウンセラーがいかにかその学校の中で、チーム学校としていわゆるコンサルテーションであるとか教室を見回るとか、この養護施設から通う子だけでなく、さまざまな子どもの課題に対する向き合い方を学校全体で取り組んでいただきたいというようなことで、スクールカウンセラーにも研修などを通じて、お願いをしておるところでございます。

なお、養護施設から通う生徒については、さまざまな課題を抱える児童生徒が多いということは認識しておまして、担任の先生だけでなく、管理職を含めた対応を心がけていただきたいということと、それから、支援が必要な際には、児童生徒課のほうに、ぜひ学校から連絡をいただきましたら、可能な限り我々も対応させていただけたらというふうに考えております。

外国人児童生徒の件について回答、主に6点させていただきます。

まず、支援の内容としまして、1点目は、児童生徒支援加配教員の配置ということです。今年度は小学校で29の小学校に34名、中学校では27の中学校、分校2校含みます、に40名の合計74名の加配教員を配置しております。そのうちの13名が日本語指導の加配となっています。毎年、加配教員の活動実績等を踏まえまして状況を把握するとともに、今後、先ほどもおっしゃっていただきましたように、外国人児童生徒の増加は間違いなく見込まれることから、担当教員の増員を優先的に考えた上で、次年度の加配要求を行っているところであります。

2点目ですが、その児童支援加配の配置校の担当者の研修会及び日本語指導に関する基礎講座の開催を行っています。まず、児童生徒支援加配の教員を対象に、6月に担当者の研修会を開催しています。そちらのほうでは、初めてその担当教員になる教員おりますので、その趣旨について説明を行うとともに、各校での取り組みなどの情報交換を行っているところでもあります。日本語指導の基礎講座については、8月に開催しております。日本語指導の養成に必要な内容を、要は豊富な実績を持つ主任講師をお招きして、日本語指導に関する講演を、講義を行っていただいております。

3点目ですが、就学支援ガイダンスの開催をしております。兵庫県の教育委員会との共催事業として、ことしは総合教育センターのほうで就学支援ガイダンスを夏に開催いたしました。神戸会場以外にも、芦屋、朝来、姫路等で実施しています。芦屋会場においても、神戸市の中学校の在校生が多数参加していたと聞いております。こちらのほうでは、母語のできる通訳として、子ども多文化共生サポーターのボランティアの協力を得ながら実施しているところでもあります。

4点目です。中学校J S L教室の実施であります。神戸生田中学で中学校J S L教室を設置して、専門的な知識を有する日本語指導支援者を派遣し、中学生の進路保障、あるいは学力保障の面でも効果を上げております。

5点目です。日々の外国人児童生徒の支援といたしまして、子ども多文化共生サポーター、来日3年までの児童生徒対象です。また来日3年以上の児童生徒に関しましては、外国人児童生徒受入校支援ボランティアの派遣を行っております。また、小学校のほうにもJ S L教室の実施がありまして、市内の7校で専門知識を有する日本語指導の支援者を派遣し、教科指導を中心とした支援を行っております。

それから、帰国外国人児童生徒にかかわる日本語指導教師として、センター校と俗に言っておるんですが、センター校のほうでも日本語指導、または母語指導、母国の文化等に関する内容等も扱っていただきながら学習支援や子どもたちの心の安定を図っているところでもあります。

最後、6点目ですが、外国人児童生徒の支援団体との連携ということで、支援をいただいているNPO団体等と小学校、中学校、高等学校等の直接生徒、外国人児童生徒受け持っている教員等の連絡会というようなものを行っています。そこでの情報交換や相談等が非常に役に立っていると聞いております。

以上、主に6つの事業について御報告させていただきましたが、さらに事業の充実を図っていきたいと思っております。

(組) まず、桜の宮のほうに関しましては、首席のほうからも、教育委員会として取り組むということを知りました。私自身も二度ほど足を運ばさせていただきました。本当に大変です、もう子どもたちの抱えている課題ももちろんあると思いますけれども、学校としてどのように取り組んでいくのかということにつきましては、教育委員会に力を発揮していただけるとありがたいかなと思います。

先ほど現場の声も聞きながらというのもおっしゃっていただきましたので、やはり

現場の方の声を聞くような会、そういうのを設けていただけると、やはり現場のほうとしても、あっ、ちゃんと見ていただいているんだなという安心感があると思います。今、正直、不安感のほうがすごく強い状態だと思いますので、よろしく願いいたします。

(市) きょうも校長先生とは、電話でですけど、お話はいたしました。

(組) はい。ぜひ、また足を運んで、一度見ていただければと思います。

さまざまな課題を抱えるというところでやはり個別な対応や個別の支援が必要です。さまざまな背景を背負ってる子どもたちです。一人一人違う要素を持つてる子どもたちだと思いますので、それぞれに対応した人的な部分や制度上のなところに積極的に手を入れていっていただければなというふうに思っております。よろしく願いします。

しらゆりについては、整備課も見に行ってもらってるんですかね。

(市) 整備課は行ってますね。

(組) いろんな課がかかわり局をまたいでの話をしていかないといけないところなので。その音頭とっていただいて、ぜひ、子どもたちだけじゃなくて教職員の支援もお願いしたいと思います。

児童養護施設を抱える学校なんですけども、今現在、例えばその児童養護施設を校区に抱えている学校に、そこだけ特別に何か支援されている手だてって何かありますか。

(市) いや、特にそれは。

(組) そういう何かをつくっていただきたいなと思うんですね。学校で頑張ってるのが基本なんですけど、学校によっては2つの養護施設を抱えてるところもあつたりしますので、そこに対しての特別な手だてという、そこはやっぱりぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、外国人の児童生徒、これからふえていくところですけども、これも去年までも話の中でしていたんですが、中学校のJ S L教室がすごく頑張っていたいで、進学率100%ということに対して学校の教職員の方も非常に大きな喜びを感じてるところなんですけども。やっぱり教室が1つしかないの、来れない人たちもいる。もう一校、拠点みたいなものがないかなというふうには常々感じるんですね。

これからこの入管法が変わったことで、コミュニティーができていくというんですかね、ここに固まるエリア、その濃くなるエリアというのがこれから明らかになっていき、傾向がわかっていきますので、そういったところを見定めながら、ここにはそういう学習支援の場として新たな拠点が必要になるという、数年先を見通した計画というのをしていただきたいなと思います。教員は、目の前の子どもたちの国籍に関係なく、かかわっていきますので、そういった教員のためにも、そういったことも今からまさに検討していただきたいなと思っておりますので、要望しておきます。よろしく願いします。

(組) 支援教育推進委員会の要求文について趣旨説明をいたします。

まず、要求項目の1、特別支援学校においては、障害の重度化・人数の増加が年々進んでいることにより、教員の業務は増大している。児童生徒の命を守るための十分な支援体制を構築することについてです。

特別支援学校では日常的に子どもたちの命と向き合って教育活動を進めています。子どもたちの命を守り、安全で安心して学校生活を送るためには多くの支援が必要です。しかし、障害の重度化や人数の増加に伴い、教職員だけでは目の届かないこともあり、日常の学校生活ですらボランティアに頼らないと安全確保が難しい状況です。当然、宿泊行事などの非日常になると、他学年の教員がボランティアで手伝いに入らないと回らない状況です。

当然重度の障害を持っている子どもも宿泊行事に参加します。そのようなときは少しのミスが子どもの命にかかわりますので、1人でも多くの人で安全確保をしなければなりません。また、専門的知識を有する医療関係者の支援は必要不可欠です。子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるようにするには、今の体制では明らかに不十分です。子どもたちの命を守るための支援体制の構築をぜひともよろしくお願い申し上げます。

また、支援を要する児童生徒の数が増加していることで過密化の問題も生じています。5年前に移転開校した友生支援学校が既に仮設校舎での対応となっています。HAT神戸地域に新設される特別支援学校の開校によって過密状態の緩和が見込まれますが、今後も児童生徒数は増加することが見込まれています。神戸市全体での過密化対策をお願いいたします。

次に、要求項目2、発達に課題を抱える児童生徒が年々ふえている現状を踏まえ、特別支援学級及び通級指導教室の教員がゆとりを持って児童生徒と向き合うことができるよう、体制を充実させることについてです。

現在、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しています。そのような中、特別支援学級指導体制充実加配やインクルーシブ支援員、特別支援教育支援員を配置していただいております。しかしながら、現場からはそれでも人手不足を訴える悲鳴にも似た声が多数上がっています。1人の担任と曜日によって人数のばら付のある支援員で最大8名の子どもたちに個別に対応するのはやはり不可能です。完全に1対1対応で手をとられてしまうと、ほかの子どもたちへの支援が行き届かなくなってしまいうこともよくあります。

また、特別支援教育支援員については、余りにも処遇が低く、来てくださいと声をかけにくいという声もあります。今後、会計年度任用職員の制度が導入される際に、ぜひ処遇改善をお願いいたします。特別支援学級の子どもたちは、一人一人の特性に応じた個別対応が基本です。少しでも多くの子で子どもたちを支援できるような体制づくりをお願いいたします。

(市)平成30年度でございますけれども、特別支援学校の在籍者数でございますけれども、5月1日で1,117人ということで、そのうち医療的ケアの必要な児童生徒が90名在

籍してございます。そのうち器官切開とかですね、人工呼吸器を装着してる児童、高度な器具を必要な児童生徒はそのうちの90名です、約4割占めておるということでございます。

今もやっぱり命を守るためにいうふうなことでおっしゃっていただいたんですけども、まず学校のほうですね、看護師の配置ということで進めていっておるんですけども、今、いぶき明生支援学校に6名、それから青陽須磨支援学校に3名、友生支援学校に6名、それから友生支援学校の住吉分校に1名ということで、これ出面いうか、その日の配置人数でございます。実際には26名程度の雇用はさせていただいておるといふことなんですけども、なかなかこれでは十分ではないということで特別支援教育課のほうでも考えておまして、また新しい人材確保ですね、のためにちょっといろいろと努力してるところでございます。

平成25年度からですね、総括看護師ということで、特別支援教育課のほうに看護師を1名配置しておるんですけども、そういう看護師さんの支援、学校での医療的ケアの支援にあわせて人材確保のほうもですね、この方を中心に、引き続き努力していきたいなというふうなことで考えてございます。

それから、あと宿泊行事でございます。おっしゃられるように宿泊行事のほうで、特別支援学校でも90名、また特別支援学級のほうでもですね、医療的ケアの必要な児童生徒が36名ですね、今、在籍してございます。そのような児童生徒がですね、修学旅行等、泊を伴う学校行事に参加する場合は、やはり学校生活、家庭生活とは違うまた環境ということでございますので、特に体調の変化が起こりやすく、健康面の、健康管理面における対応が非常に困難になるというようなこともございますので、まず、特別支援学校のほうに対しましては、学校からの要請によって医師ですね、看護師の派遣費用の負担をさせていただいておるといふようなことでございます。

それから、小・中の校外学習のほうについては、特別支援教育支援員配置事業における看護師資格を持った、免許を持った支援員さんに同行していただくとかいうような形で対応をさせていただいておりますので、引き続き支援のほうを行ってきたいということでございます。

それから、あと、特別支援学級のほうでございます。特別支援学級のほうでございますけども、おっしゃられるように年々、在籍児童生徒数はふえていってございます。30年5月1日現在では、小学校159校で400学級が設置されておりまして、1,470人の児童、また中学校は81校に153学級が設置されてまして、479人の生徒が在籍しておるといふようなことで、特別支援教育課といたしましてもですね、まず1つとして学級編制とか学級運営、そして個別対応等に対してですね、御相談に応じて指導主事のほうアドバイス、また、いろんな支援をさせていただいておりますけれども、やはり環境整備のほうですね、はエアコンが、学校のほうの状況をお伺いしながら考えていたらいけないというようなことでは考えてございます。

それから、支援員の処遇ということで、今、3,000円ということで、なかなか来てが

いないというようなことでは聞いてございます。できるだけ多くの支援員の方がですね、来やすい環境整備はしていきたいというようなことでは考えておりますけども、ちょっと処遇面ということになりますので、ちょっと予算等かかわってきますんで、その辺もまた含めてですね、特別支援教育課のほうとしては、どうすれば支援員が集まりやすくなるのかというのは今後いろいろと検討をしていきたいなというようなことで考えてございます。

(市) 私のほうから支援学校の関係についての回答をさせていただきます。

支援学校の整備につきましては、学校に通います児童生徒のですね、増加を見越して、市として整備計画を立てたところです。ただ、それも踏まえて、先ほどもおっしゃられました平成25年に友生支援学校で昨年度に西区にいぶき明生支援学校を建設しています。2年半後ですが、東部地域ということで、HAT神戸に特別支援学校を建設するというふうな予定になっています。

先ほど御指摘のありました友生支援学校との関係で言いますと、今度HAT神戸の支援学校ができるということで、現在の友生支援学校の東灘、灘、中央区から通われている方がHAT神戸のほうの校区になるということは今年の4月にですね、公表させていただいて、もう決定させていただいたところです。

もともとHAT神戸の支援学校自体ですね、本当は平成31年度、来年開校予定だったんですけども、設計等の関係と路線の調査の結果、その改良工事の関係で2年間、結果として2年間開校が延期になったというふうな状況で、関連する友生支援学校に関しましても、その間仮設校舎、暫定校舎を建てるというふうな措置もとらせていただいて、少し御不便をかけますが、過密解消に向けては、当初計画をつくってるとおり進めさせていただいてるところですので、御了解いただければと思います。

(組) 特に支援員等やはりたくさんの方が必要になってきますので、このあたりも予算面があるかと思うんですが。あと、やはり処遇改善をしていただかないと声もかけにくいですし、人も集まらないというのはあるのかなというように思います。やっぱり何らかの手だてというのを打っていただいて、子どもたちの本当安全・安心のために何とかしていただきたいというのはもう現場からの声でございます。

(市) 支援員、数の問題と、やっぱりどれだけいい人を来ていただけるかいうところがね、あると思うんで。やっぱりその辺が処遇の面ですね、もかかわってくるんかないう、ちょっと認識は持ってございますけれども、努力はさせていただきます。

(組) では、お願いします。

神戸の特別支援教育は先進的に引っ張ってきてる部分がありますので、神戸に来る親御さんもいると思うんです。支援体制というのを子どもたちのために。私たちは、労働組合としてはやっぱり教職員の権利、労働条件の立場からも要望しておきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いします。

最後ちょっと教職員課に1個だけ言いたいことあるんで。

(市) はい。



(組) 回答は結構ですので、とにかくまとめた要望ということで発言をさせていただきます。

本日は養護教員部、栄養教員部、臨時採用教職員部、そして支援教育、それから同和人権のほうでさまざまな要望のほうさせていただきました。それぞれの処遇は発言したとおりなんですけども、最後だけ、1つだけ、もう一度重ねて要望しておきたい点がございます。それは、今、一番最初の養護教員部であったフッ化物洗口のことなんです。これは健康教育課が担当なんですけども、今、本当多忙化がこれだけ叫ばれている中で、ここが今プランとして組み込まれている、検証が始まっているということに関しては、養護教員部だけじゃなくて、これは全分会でやっぱり課題意識を持っているところです。

ここにつきましては、健康教育課は学校教育部で教職員課は総務部なんですけども、そういったところを超えた、学校にこれ以上ね、こういった業務をおろせないというところできっかりと声を出していただいて、その上でなおかつ子どもたちをどう守っていくのかという知恵を出していただきたいなと思いますので、この点につきましては、きょう健康教育課からすごく前向きな回答いただいております。同じ思いであるということも確認できておりますので、その思いで教育委員会全体として取り組んでいただけますように再度要求して、今日の交渉を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。